

社外取締役の独立性判断基準

当社における社外取締役の独立性の判断基準は以下のとおりとする。

1. 次のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。ただし、一般株主と利益相反が生じるおそれがある場合はこの限りではない。
 - ①当社を主要な取引先^{※1}とする者又はその業務執行者^{※2}
 - ②当社の主要な取引先^{※1}又はその業務執行者
 - ③過去3事業年度のいずれかにおいて、役員報酬以外に、法律、会計若しくは税務の専門家又はコンサルタントとして、1,000万円を超える財産を当社から報酬として受けている者（かかる報酬が法人、組合等の団体に支払われる場合は、当該団体の過去3事業年度のいずれかの年間収入の2%を超える財産を当社から報酬として受けている団体に所属する者）
 - ④次に掲げる者の配偶者、二親等以内の親族又は同居の親族
 - a. ①から③までに掲げる者
 - b. 当社の重要な子会社^{※3}の取締役
 - c. 過去3事業年度において上記b又は当社の業務執行者（重要な者^{※4}に限る。）に該当していた者
 - ⑤当社の主要株主^{※5}又はその業務執行者（主要株主が当社の親会社である場合には、その子会社若しくは関連会社の業務執行者又は過去3年間に於いてこれらの地位にあった者を含む。）
 - ⑥当社又は子会社から、過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超える寄付を受けた者又は寄付を受けた団体の理事その他の業務執行者
 - ⑦社外役員（社外取締役又は社外監査役をいう。以下同じ。）の相互就任の関係にある先の出身者
 - ⑧当社の社外役員としての通算の在任期間が8年を超える者

※1 主要な取引先：過去3事業年度のいずれかにおいて、連結売上高の2%以上の取引規模の取引先（第1項②においては、過去3事業年度のいずれかにおいて、当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している取引金融機関であって、当該融資の代替が困難であるものを含む。）

※2 業務執行者：会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者

※3 重要な子会社：事業報告「重要な子会社の状況」に記載の子会社

※4 重要な者：本部長相当以上

※5 主要株主：議決権の10%以上を直接又は間接的に保有する大株主及び特別な契約に基づき発行された株式の株主

以 上